

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第23号

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成3年寒川町規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「健康保険証」を「加入医療保険の状況」に改める。

(寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「健康保険証の内容」を「加入医療保険の内容」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則又は寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間、使用することができる。